

事 務 連 絡

平成16年3月25日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

化粧品基準における医薬品の成分の該当性について

標記の件について、別添1のとおり平成16年3月17日付薬第4317号をもって大阪府健康福祉部薬務課長より照会があり、これに対し、別添2のとおり平成16年3月25日付薬食審査発第0325025号医薬食品局審査管理課長通知により回答しましたので、お知らせいたします。



(別添1)

薬第4317号

平成16年3月17日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長 殿

大阪府健康福祉部薬務課



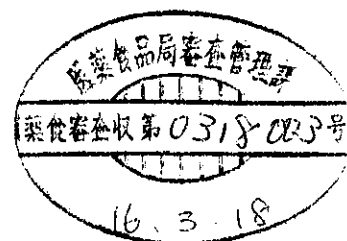
化粧品基準における医薬品の成分の該当性について（照会）

現在、化粧品については「化粧品基準を定める件」（平成12年厚生省告示第331号）に基づき、製造及び輸入販売されているところでありますが、化粧品への下記成分の配合について疑義が生じたので照会します。

記

成分名：ユビデカレノン（別名：ユビキノン、コエンザイムQ10）

当該成分については化粧品基準に記載するところの「医薬品の成分」に該当するかと考えるがよろしいか。

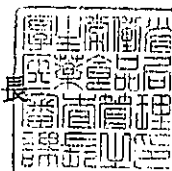


薬食審査発第0325025号

平成16年3月25日

大阪府健康福祉部薬務課長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



化粧品基準における医薬品の成分の該当性について（回答）

平成16年3月17日付け薬第4317号をもって照会のあった標記については下記のとおり回答する。

記

今回照会のあったユピデカレノン[®]は医薬品の承認書に記載されている有効成分であり、化粧品基準に記載するところの「医薬品の成分（添加剤としてのみ使用される成分を除く。）」に該当する。